

令和8年 公告第27号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第13条第4項の規定において準用する第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年7月1日

富士見町長 渡辺 葉

1 農業振興地域整備計画書の縦覧場所

富士見町役場 (諏訪郡富士見町落合10777番地)
(所管：産業課農政係)

2 農業振興地域整備計画書の縦覧期間

令和8年7月1日以降常時備えつけてあります。